

会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人相模原市薬剤師会（以下「本会」という）の定款第6条、第7条及び第10条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会並びに入会金及び年会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員区分)

第2条 定款第5条第1項を次のとおり区分する。

(1) 正会員

① 正会員A 相模原市内に薬局を開設する薬剤師、あるいは管理薬剤師、又は当該薬局の代表薬剤師とする。ただし、1薬局につき1名とする。

② 正会員B 正会員A以外の薬剤師

(2) 賛助会員

① 団体会員 本会の事業を賛助するために入会した企業・団体

② 個人会員 本会の事業を賛助するために入会した個人

(3) 名誉会員

本会及び本会の目的達成に功労のあったものとして総会で認められた者

(入会手続き)

第3条 会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会日)

第4条 入会金及び年会費の納入の日をもって入会日とする。

(入会金及び年会費)

第5条 会員は、入会するときに入会金及び年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。

2 入会金及び年会費は会員種別に応じて次のとおりとする。

会員種別	会員区分	入会金	年会費
(1) 正会員	①正会員A	0円	25,000円
	②正会員B	0円	10,000円
(2) 賛助会員	①団体会員	0円	50,000円
	②個人会員	0円	10,000円
(3) 名誉会員		免除	免除

3 正会員のうち、次の職域部会に所属する者は、前項のほか、次のとおりとする。

職域部会	入会金	年会費
(1) 保険薬剤師部会	30,000円	20,000円
(2) MC部会	免除	報酬額の10%
(3) 薬局部会	100,000円	10,000円

4 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、該当する職域部会の入会金を免除することができる。

(1) 保険薬剤師部会入会金を支払ったことがある者

(2) 薬局部会入会金を支払った者が属する企業・団体に属する者

(3) 薬局部会入会金を支払った者が属する企業・団体が、その事業・社内組織の全部又は一部を会社分割、営業譲渡等により、他の企業・団体に譲渡・移管した場合は、その承継した当該企業・団体に属する者

(会費の納期)

第6条 会員は会費1年分を毎年6月末日までに納入しなければならない。ただし、分割納入を指定している会員は偶数月毎に会員指定口座より自動引き落としとする。

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を享受することができる。

(1) 本会が刊行する月刊誌を無料で配布を受けることができる。

(2) メーリングリストに登載し、メール等による情報提供を受けることができる。

(3) 本会の会員専用ページを利用することができる。

(4) 本会が主催、共催する研修会、セミナー等に割引料金で参加することができる。

(5) 会員が希望するときは、会長の承認を得て、本会が常設する専門委員会若しくは臨時に設置する委員会等の委員に就任することができる。

(会費の使途)

第8条 第5条の入会金及び年会費は、毎事業年度における合計額の30%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(異動届及び変更届)

第9条 会員が住所や所属先等を変更したときは、直ちにその旨を会長に届出なければならない。

2 賛助会員である企業・団体は、その代表者を変更したときは、直ちにその旨を会長に届出なければならない。

(退会事由及び手続き)

第10条 会員は、定款第8条の規定に基づき、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 定款第10条の規定により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、総会の議決を経て行う。

(補則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。